

届けたい補償があります。

50
746

大分県で記録された優生手術746件
認定につながったものは50件

※令和8年5月末時点

旧優生保護法による手術や処置に、
心あたりのある方へ。補償金制度があります。

大分県で約93%の人に、まだ届いていません。

対象になるかわからない場合も、

昔のことでよく覚えていない場合でも大丈夫です。

ご本人様も、
ご家族様も、まずはご相談ください。



相談
窓口
はこちら

大分県
旧優生保護法
相談窓口

名前を言わなくても大丈夫です。相談内容の秘密は守ります。

TEL 097-506-2760 [専用]

FAX 097-506-1735

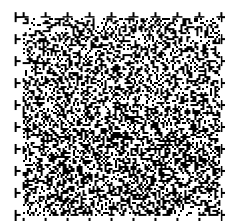
E-mail sodan12210@pref.oita.jp



午前8時30分～午後5時15分／月～金曜日
※土・日曜日、祝日および年末年始を除く

大分県 旧優生保護法 検索

音声コード



このマークは、視覚に
頼れない方などが使う
音声コードです。

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

特定の障がいや疾患などを理由に、
こどもができなくなる手術や、妊娠を続けられなくなる処置をされた方、
またはそのような話を聞いたご家族や関係者はいらっしゃいますか？

対象となる方に補償金等を支給します。

【請求期限】 令和12年1月16日

① 補償金

※ご本人が亡くなられた場合、
遺族が受け取れます。

- こどもができなくなる
手術をされた方

1500万円

- その結婚相手
(事実上の結婚も認められます。)

500万円

② 優生手術等一時金

- こどもができなくなる
手術をされた方

320万円

※生存している本人が請求できます。
①の補償金もあわせて受け取れます。

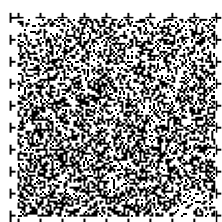
③ 人工妊娠中絶一時金

- 妊娠を続けられなくなる
処置をされた方

200万円

※生存している本人が請求できます。
②の一時金を受給した場合は受け取れません。

音声コード



このマークは、視覚に
頼れない方などが使う
音声コードです。

ご希望に応じて

弁護士が
手続きを
サポート

